

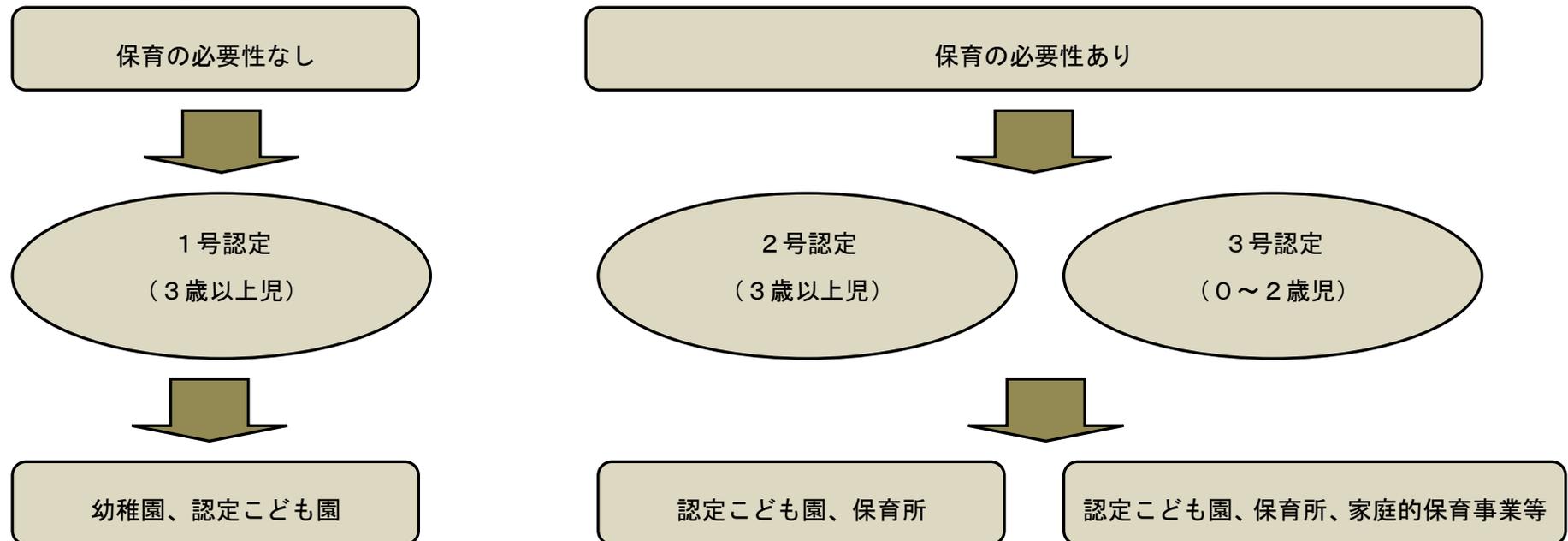
保育の必要性の認定に関する基準（案）について

1. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき保育の必要性や子どもの認定区分を決定し、認定を受けた子どもが利用する施設に市町村からの財政支援として給付をする仕組みとなった。保育の必要性の認定にあたっては、国が定める子ども・子育て支援法施行規則に基づき、市町村が定めることとされたものについて、基準を示されています。

なお、保育の必要性の認定では、①「保育の必要性の事由」（保護者の就労、疾病など）、②「認定区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分）、③「優先利用」を勘案して判断する。また、現行では「保育に欠ける」要件とされていたものが、新制度では「保育を必要とする」要件と表現が改められました。

(1) 子どもの認定区分】



(2) 保育の必要性の認定

※実際の運用に当たっては、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用する。

①事由

- 1 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応）
※一時預かりで対応可能な短時間の就労は除き、また、月48時間から64時間の間で市町村が定める時間を下限とする。
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動（起業準備を含む）
- 7 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が認める事由



②区分（保育必要量）

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間



③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育園などの卒園児童
- 9 その他市町村が認める事由

保育の必要性の認定・優先順位づけ

2. 保育の必要性の認定に関する基準（案）について

(1) 保育の必要性の事由について

国の事由	現行	新制度での市の考え方
<p>1 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応）</p> <p>※一時預かりで対応可能な短時間の就労は除き、また、月48時間から64時間の間で市町村が定める時間を下限とする。</p>	<p>就労</p> <p>（日中において月96時間以上の就労）</p>	<p>就労</p> <p>（就労形態に関係なく月96時間以上の就労）</p> <p>※子ども・子育て支援法施行規則の経過措置を適用する。</p>
2 妊娠・出産	妊娠・出産（産前産後8週間）	同左
3 保護者の疾病・障がい	保護者の疾病・障がい	同左
4 同居親族等の介護・看護	同居親族等の介護・看護	同左
5 災害復旧	災害復旧	同左
6 <u>求職活動（起業準備を含む）</u>	公的機関等を利用して求職活動を行っている	同左
7 <u>就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</u>	就学	同左
8 <u>虐待やDVのおそれがあること</u>	個別事由により対応	同左
9 <u>育児休業取得時に、既に保育を利用していること</u>	在園児童については、2歳になる年の年度末までについては、待機状況や在園児童の発育状況を勘案し検討	同左

※その他市町村が認める事由については、国の基準に照らし合わせることを基本とします。

(2) 区分の考え方

国の区分	現行	新制度での市の考え方
保育標準時間（11時間の利用）	現行区分なし	就労形態に関係なく月120時間以上の就労
保育短時間（8時間の利用）		就労形態に関係なく月96時間から120時間未満の就労

(3) 優先利用の考え方

国の優先利用	現行	新制度での市の考え方
ひとり親家庭	加算点等あり	同左
生活保護世帯	加算点等あり	同左
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	なし	加算点等を設定する
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合	保育の必要性の事由で対応	同左
子どもが障がいをもつ場合	保育の必要性の事由で対応	同左
育児休業明け	加算点等あり	同左
兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	加算点等あり	同左
小規模保育園などの卒園児童	他市保育所・簡易保育施設・無認可保育施設の在籍・利用児童は加算点等あり	現行の対応に加え、卒園児童についても、加算点等を検討する
その他市町村が認める事由	両親が居らず祖父母のみの場合、加算点等で対応するなどその他市町村が定める事由	同左

3. 下限時間の設定への市の方針

現行では、保護者の就労等により保育に欠けるとされる場合、1日6時間以上週4日以上として月96時間を下限とし、保育所入所の選考を行っている。平成26年4月1日の待機児童数は33人であり、特に0～2歳児の割合が全体の大半を占めている。

社会状況の変化等に伴う更なる保育ニーズの増加が見込まれる状況であるため、下限時間を48時間から64時間としても現状では、就労時間の短いケースが保育所や認定こども園等へ入所することは困難であり、現実的な下限時間の設定とは言えない。また、下限時間を48時間から64時間にする場合も、既に入所している児童との整合性がとれないことから不利益になることも考えられる。

これらの状況を勘案し、就労時間の下限時間は、現行の1か月あたり96時間以上で、週4日以上とする。

市としては、今後、（仮称）藤井寺市子ども・子育て支援事業計画で策定する確保方策等を進めることにより、待機児童の解消を目指す。

就労等の下限時間については、今後の社会情勢や待機児童数の変化による保育需要の変動等により、必要に応じて適宜検討することとする。

参考

○子ども・子育て支援法施行規則（抜粋）

第1条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

一 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。

二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

七 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

ハ 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この府令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第 4 条から第 7 条までの規定は、法附則第 1 条第 4 号の規定の施行の日から施行する。

（就労時間に係る要件に関する特例）

第 2 条 施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 1 条第 1 号の規定の適用については、同号中「48 時間から 64 時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。